

議案第 6 1 号

海老名市企業振興促進支援審議会条例の制定について

海老名市企業振興促進支援審議会条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市企業振興促進支援審議会の設置、組織、運営等に関する事項を定めたいため

海老名市企業振興促進支援審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市企業振興促進支援審議会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市内において事業所を新設、移設、増設若しくは建替えをし、又は市内で操業を開始する企業（営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。以下同じ。）に対し講ずる市の奨励措置についての次に掲げる事項の調査及び審査並びに市が行う企業への支援に関する施策に対する評価及び検証を行うため、海老名市企業振興促進支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 当該企業における事業計画の認定の可否に関すること。
- (2) 当該企業の技術、製品その他事業活動による効果によって市内経済の活性化又は市民生活の向上が図られることの可否に関すること。
- (3) 当該企業の技術又は施設若しくは設備の設置により市内において環境への負荷の低減が図られることの可否に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、6名以内をもって組織する。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、市の商工業、企業の技術又は経営に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 市長は、委員が職務の遂行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 駐留軍離職者等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

企業振興促進支援審議会委員	日額	10,000円。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000円を加算する。
---------------	----	--